

## 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行内規

平成14年6月19日

公安委員会内規第7号

(趣旨)

第1条 この内規は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号。以下「法」という。)の施行について、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令(平成14年政令第26号)及び国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則(平成14年国家公安委員会規則第11号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(認定に関する通知及び協議)

第2条 法第5条第3項の規定による通知は、認定拒否処分通知書(別記第1号様式)によりするものとする。

2 法第5条第4項の規定による協議は、認定に関する協議書(別記第2号様式)によりするものとする。

(認定の取消しの通知及び協議)

第3条 法第7条第1項の規定により認定を取り消したときは、認定取消通知書(別記第3号様式)により通知するものとする。

2 法第7条第2項の規定による協議は、認定取消協議書(別記第4号様式)によりするものとする。

(変更の届出の通知)

第4条 法第8条第2項の規定による通知は、変更届出通知書(別記第5号様式)によりするものとする。

(認定証の返納の通知)

第5条 法第9条第3項の規定による通知は、認定証返納通知書(別記第6号様式)によりするものとする。

(指示及びその旨の通知)

第6条 法第22条第1項又は第25条第2項第1号の規定による指示は、指示書(別記第7号様式)によりするものとする。

2 法第22条第1項又は第25条第3項において準用する第1項の規定による通知は、指示通知書(別記第8号様式)によりするものとする。

(営業の停止命令及びその協議)

第7条 法第23条第1項又は第25条第2項第2号の規定による命令は、営業停止命令書(別記第9号様式)によりするものとする。

2 法第23条第3項又は第25条第3項において準用する第1項の規定による協議は、営業停止命令協議書(別記第10号様式)によりするものとする。

(営業の廃止命令及びその協議)

第8条 法第24条第1項又は第25条第2項第3号の規定による命令は、営業廃

止命令書（別記第11号様式）によりするものとする。

- 2 法第24条第2項又は第25条第3項において準用する第1項の規定による協議は、営業廃止命令協議書（別記第12号様式）によりするものとする。